

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1. WO 2006/135090 A1 (株式会社ブリヂストン) 2006. 12. 21,
段落[0027], [0030]-[0031]
2. JP 2008-100610 A (横浜ゴム株式会社) 2008. 05. 01,
段落[0044], [0048], [0066]-[0067], [0087]

請求項1-3, 6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2によって進歩性を有しない。

文献1には、タイヤのトレッドの裏面に取り付けられたセンサ部を備え、少なくともタイヤの接地面領域を含む領域の振動レベルデータを算出して路面状態を推定する路面状態推定装置が記載されている。

文献2には、路面状態検出システムにおける振動レベルを算出する手段として、振動を検出する加速度センサの信号から高周波成分を抽出するハイパスフィルタと、該高周波成分を積分するRC積分回路とを備え、積分の計算として、振動成分のピークトゥピーク値の積分を行うことが記載されている。

文献1に記載された発明において、振動レベルを算出する手段として、文献2に記載された回路を適用して、積分値を振動レベルとすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

また、文献2に記載された発明において、抽出された高周波成分を積分するに際して、ピークトゥピーク値の積分を行うことに代えて、整流された信号の積分を行うようにすることは、当業者が容易になし得ることである。

請求項4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2によって進歩性を有しない。

文献1に記載された発明においては、踏み込み及び蹴り出しのピークを検出して接地面領域を抽出しているのであるから、文献2に記載された発明の積分回路を含むセンサ部を適用するに際して、踏み込み時のピークを検出して積分を開始し、蹴り出し時のピークを検出して積分を終了させるようにして接地面領域の振動レベルを求めることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。